

単身赴任と通勤災害

——高山労基署長（通勤災害）事件・

岐阜地判平一七・四・二一を素材として——

三 井 正 信

- 一 問題の所在
- 二 高山労基署長（通勤災害）事件・岐阜地裁平成一七年四月二一日判決（労判八九四号五頁）の概要
- 三 単身赴任と通勤災害をめぐる法的検討
- 四 若干のまとめと今後の課題

一 問題の所在

近年、労働者の単身赴任⁽¹⁾が増加し、また交通機関が発達し整備されてきたことや週休二日制の普及などにもなつて、単身赴任労働者が単身赴任の勤務先から週末に家族が生活する自宅へ帰宅し、週明けにかかる自宅から職場へ向かうという事例（俗に言う金帰月来型⁽²⁾で直帰直行型の週末帰宅型通勤）が広範にみられるようになってきた。更には、一度職場か

ら赴任先住居に立ち寄ってから(そして、そこで一泊してから)自宅へ向かうとか、就業の場所がかなり遠距離にあり月曜日の朝に自宅を出発したのでは始業時に間に合わないとして、前日(日曜日)に自宅からいったん赴任先の住居に戻り、そこから月曜の朝に職場に出勤する、という直帰直行型とはいえないケースも一般化している(金婦日来型、土婦月来型あるいは土婦日来型で非直帰直行型)。

とにかく、以上のような事情を背景として、単身赴任労働者が自宅と勤務先との往復、あるいは赴任先住居と自宅との往復の途中で交通事故等の災害に出くわす危険やリスクも大きくなってきている。そこでこのような災害が労働者災害補償保険法七条の通勤災害に該当し労災保険給付を受けることができるかどうかが重要な論点となる。⁽³⁾直帰直行型の移動については、当初、行政解釈は通勤とは認めない立場をとっていたが、単身赴任の増加を背景に徐々に解釈が緩められ、ついには通勤該当性を認め労災保険法七条の要件を満たす限り通勤災害と認定するに至った。これに対し、勤務終了の翌日に単身赴任先住居から自宅へ、あるいは勤務開始日の前日に自宅から単身赴任先住居へ戻る途中に災害に遭遇した場合(非直帰直行型の場合)には、一見したところ、労災保険法七条二項が定める「通勤」概念のうち「就業に関し、住居と就業の場所との間を」往復するという要件を満たさないように思われるため、通勤災害とは認められないことになる。しかし、単身赴任のケースにも通勤災害の保護を及ぼすことを認めようという保護拡大の方向性からすれば、そして、週末に家族の住む自宅へ帰宅する単身赴任労働者の意識からすれば、両者を区別することに合理性は存しないと考えられ、従って両者に結論の違いをもたらす法規定のあり方が問題とならざるを得ない。

そこで、このような労災保険法七条の「通勤」概念の厳格さ・硬直さがもたらす不都合を回避し、後者(非直帰直行型)の事例についても通勤該当性を認め、その途中での災害に保護を及ぼすべく、厚生労働省に「労災保険制度の在り方に関

する研究会」が設けられ検討が重ねられた結果、平成一六年七月に同研究会は「労災保険制度の在り方に関する研究会中間とりまとめ——通勤災害保護制度の見直し等について——」⁽⁴⁾を公表し、「事業主と労働者の双方の事情から、単身赴任という形態を選択することは不可避であると考えられ、赴任先住居と帰省先住居間の移動はある程度不可避的に生ずる社会的な危険であるという評価ができることからすれば、単に労働者の私生活上の損失として放置すべきではない」との見地から「単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との移動については、業務との関連性を有するものについては、通勤災害保護制度の対象とすることが適当であると考えられる」ため「勤務日当日又はその翌日に行われる赴任先住居から帰省先住居への移動」及び「勤務日当日又はその前日に行われる帰省先住居から赴任先住居への移動」は「原則として通勤災害保護制度の対象とすることが適当である」との結論を打ち出した。これを受けて第一六二回通常国会においてかかる方向で労災保険法七条を改正する趣旨の法案が提出された（ちなみに、本稿執筆中の平成一七年八月段階では衆議院解散のため審議未了となっているが、おそらくは継続審議となり選挙後の衆議院で審議されるものと思われる）。ようやく立法による解決の見通しがついたわけであり、法改正が実現すれば、平成一八年四月一日から施行される予定となっている（補注・その後の立法をめぐる動きについては、本稿末に付した〔追記〕①を参照）。

ところが、それでも、やはり、依然として、このままだと、法施行前に（あるいは改正法成立前に）単身赴任労働者が非直帰直行型の移動、即ち赴任先住居と自宅との移動を行っている途中で災害に遭遇した場合には（あるいは労働者なし遺族が、現在、かかる災害を通勤災害であるとして労基署長に労災保険の通勤災害給付の給付申請を行っている場合には）、通勤災害に該当せず労災保険法の保護を受けないことになろう。しかし、そのような結論は甚だ遺憾であり、可能であるならば何とか現行法の枠内においても解釈論によってかかる結論をできる限り回避する道が探られるべきといえよ

う。このような観点において興味深い事例であると思われるのが、高山労基署長（通勤災害）事件・岐阜地判平一七・四・二一労判八九四号五頁である。勤務開始日の前日（日曜日）に翌日（月曜日）の勤務に備えて家族の暮らしている自宅から自動車を運転して単身赴任先の社宅に向かった労働者が社宅に戻る途中に自動車事故で死亡したことに對し、遺族（妻）が労災保険の通勤災害給付を申請したが、労基署長が労災保険法七条の通勤にはあたらないとして不支給決定を行ったケースにつき、かかる不支給決定処分を取り消したものであり、国会に改正法案が提出され審議されるなか、かかる立法（法改正）を「先取り」するものとして注目を浴びた。しかし、「先取り」という表現を用いれば正確さを欠き誤解を招くおそれがある。もしも、立法によらなければ解決できない事柄を裁判所が法解釈の名の下に「先取り」するのであれば、三権分立の観点から問題であり、従って、この場合、この判決の結論が法的正当性を有しそれが支持されるべきであるならば、それはあくまで現行法の枠内で可能な解釈論上の対応によって当該ケースを処理したが故にであるといわざるを得ない。

とするならば、逆に、これまでの、通勤災害をめぐる労災保険法の行政解釈ないし通説的解釈には問題が存したわけであり、本来ならば立法を待たなくとも一定の事例を救済することができたはずなのである。確かに、現行法の解釈論には限界があり、立法によらなければ労働者を救済できないような非直帰直行型の事例も存しようが、できる限り現行法と改正法の隙間ないし間隔を埋めて前者から後者へとなめらかな移行を実現させ、妥当性を有する法状態をもたらすことが重要となるといえよう。本稿は、以上のような問題意識に基づき、高山労基署長（通勤災害）事件・岐阜地裁判決（以下、本稿では、この事件のことを「本件」、本岐阜地裁判決を「本件判決」と呼ぶこととする）を素材として、単身赴任と通勤災害をめぐる法的問題を考察し、併せて、現在、国会に提出されている改正法案の意義・射程及び今後の法解釈のあり

方を探るものである。

一一 高山労基署長（通勤災害）事件・岐阜地裁平成一七年四月二一日判決（労判八九四号五頁）
の概要

(一) 事実の概要

(1) Aは、自宅において、自営業を営んでいたが、平成八年ころ、B生命保険相互会社（以下ではBと略す）において、所長待遇者の募集があり、地元で仕事ができるとの説明を受けたことから、Bに就職し、BのC営業所で副所長として勤務した。Aは、高齢の両親と妻子を抱え、単身赴任をすることは想定せず、C営業所の所長になることを想定していたが、その後、Bは、Aに対し、D営業所所長としての勤務を命じた。Aは、当初のBの説明と異なり、不本意ではあったが、今更転職することもできず、やむを得ず転職に応じることとし、平成一一年四月からD営業所へ転勤した。Aは、自宅からD営業所までは遠距離であり、長女の高校進学や長男の中学進学などの事情から、単身赴任することとし、D営業所の二階にある社宅に居住することとした。Bは、Aが居住するに先立ち、社宅の改装工事を行った。

(2) その後、Aは、社宅に平日居住し、週末には本件自宅に帰省する単身赴任生活をしてきた。単身赴任以降、平成一一年四月は三回（四月二日から四日、同月九日から一日、同月三〇日から五月五日）、同年六月は二回（六月四日から六日、同月一八日から二〇日）、同年七月は四回（七月二日から四日、同月九日から一日、同月一六日から一八日、同月三〇日から八月一日）にわたり自宅に帰省したが、いずれもD営業所での勤務を終えた後、金曜日午後八時から午後九時ころまでには自宅へ帰宅し、日曜日の午後三時頃には風呂に入り、夕食を食べ、荷物を自家用車に積み込み、午後五時

から午後五時三〇分ころには自宅を出て、社宅に移動していた。本件自宅から本件社宅までの所要時間は約三時間三〇分である（なお、自宅から社宅を接続する鉄道は存在するものの、経路が迂遠であり、移動時間が長い）。

(3) Aは、午前九時前にはD営業所に出勤し、午前九時三〇分から約三〇分、営業職員らに対して朝礼を行い、BのE支社からの連絡や新商品等について説明、職員の業績報告などをし、その後は営業職員らに同行して挨拶回りを行ったり、営業所に残り取り付けた保険契約のとりまとめなどを行っていた。Aは、平成一年四月ころから五月中旬ころまでは通常に勤務していたが、その後、体調を崩し朝礼後二階の社宅で休むようになり、やがて朝礼後にはほとんど二階の本件社宅で寝込むようになり、午後三時頃に起きてくることもあったが、寝込みっぱなしになることも多くなった。Aは、六月七日以降精神科医に通院し、うつ病と診断されていた。

(4) Aは、平成一年七月三〇日（金曜日）午後九時三〇分ころ、自宅に自家用車で帰宅し、八月一日（日曜日）、夕食、風呂などを済ませた後の午後五時三〇分ころX（妻）ら家族に対し、「疲れているので三〇分遅く行く」と言って、普段より三〇分遅く自宅を出発し、自家用車を運転して社宅に向かったが、途中行方不明となった。その後、平成一年一月二六日に、Aは、社宅へ向かう途中の沢の中で死亡しているところを発見された。Aは、同年八月一日、運転中誤って道路外に逸脱し、その後ブロック崖から沢に滑落し、胸骨骨折等もしくは墜落にともなう全身打撲によりショック死したものと推定される。

(5) Xは、平成一三年三月一四日、Y（高山労働基準監督署長）に対し、Aの死亡は通勤災害によるものである旨主張して、労働者災害補償保険法に基づく遺族給付及び葬祭給付の請求をしたところ、八月二一日、Yは、Xに対し、本件事故は、通勤災害と認められないとの理由で、不支給処分決定をした。これを不服として、Xは岐阜労働者災害補償保険

審査官に審査請求をしたが請求を棄却する旨の裁決がなされ、その後、Xは労働保険審査会に再審査請求をしたが、この再審査請求を棄却する旨の裁決がなされた。そこで、XがYの不支給決定処分取消を求めたのが本件である。

(二) 判旨・請求認容

(1) (ア) 「Aは平成二一年四月以降、D営業所の所長としてBの業務に従事していたのであるから、D営業所が『就業の場所』となる。そして、Aは同月以降の平日はD営業所における業務に従事するため、本件社宅を拠点とし、ここで日常生活を営んでいたのだから、本件社宅が『住居』となることも疑いない。また、Aは金曜日の勤務終了後にD営業所ないし本件社宅を出発して本件自宅に戻り、就労日前日の午後五時ころには本件自宅を出て本件社宅に向かうという帰省を月平均二回以上繰り返し返っていたのであるから、本件自宅も『住居』に該当する。」

(イ) 「ところで、…Aは同年八月一日(日曜日)に本件自宅を午後五時三〇分ころ自家用車で出発し、所用時間約三時間三〇分の本件社宅に向かったこと、翌日の勤務開始時刻は午前九時であり、移動日当日にAに課せられた職務は特段予定されていなかったことからすれば、Aの同日における移動は、住居から住居への移動ということになり、住居から就業の場所への移動という通勤の定義に直ちに当てはまるものではない。」

(2) (ア) 「しかし、男性の単身赴任者は、昭和六二年には四二万九〇〇〇人であったものが平成九年には六八万八〇〇〇人に六四%増加し、そのような社会の実情をふまえると、帰省先住居と赴任先住居との往復についても、翌日の勤務に備えるためのもののように業務と密接な関連を有すると評価することができるものは、移動の際の災害の危険についても対処する必要があると考えられるようになってきたこと(証拠略)に鑑みると、勤務前日に帰省先住居を出発して赴任先

住居に到着し同所で一泊した後、翌日に就業の場所に移動する一連の移動を、住居から就業の場所への移動と捉え、これを『通勤』の概念に含まれうるものと解し、その上で通勤の他の要件を満たす場合には、『通勤』に該当すると判断するのが相当である。」

(1) 「なお、この⁽¹⁾のように解し、帰省先住居を勤務前日に出発して赴任先住居における一泊を経て勤務当日就業の場所に移動することが通勤と認められる場合においては、帰省先住居から赴任先住居に到着した時点で、通勤は中断するものと解され、かつ、勤務当日の赴任先住居から就業の場所への移動は、法七条三項、労働者災害補償保険法施行規則で中断後の移動が通勤と認められる例外的場合に該当しないことから、勤務当日の赴任先住居から就業の場所への移動は、帰省先住居から赴任先住居を経由しての通勤としては保護されないとわざるを得ないが、別途、赴任先住居から就業の場所への移動としての『通勤』に該当するものとして保護することが可能であると解される。」

(3) (ア) 「帰省先住居から赴任先住居への勤務前日における移動が『就業に関して』行われたと認められるためには、(1)当該帰省先住居から赴任先住居への移動を勤務前日に行うことが社会通念上相当と認められ、(2)当該労働者が帰省先住居から赴任先住居への勤務前日の移動を現に反復・継続して行い、又は反復・継続して行う意思を有しており、かつ、(3)当該移動が、他の目的のための移動ではなく、翌日の勤務のための移動であること、以上に該当することが必要であると解するのが相当である。」

(イ) 「本件自宅から本件社宅及びD営業所への移動には、最短の経路によっても所要時間が約三時間三〇分かかること、D営業所におけるAの執務開始時刻は午前九時であることが認められるから、勤務当日に本件自宅からD営業所に通勤しようとするれば、午前五時三〇分以前に本件自宅を出発しなければならないものであって、このことに鑑みると、本

件自宅から本件社宅への移動を勤務前日に行うことは、社会通念上相当と認められる。

次に、Aは、単身赴任以降平成十一年四月に三回（四月三〇日から五月五日までの帰省を含む）、同年六月に二回、同年七月に四回帰省を繰り返し、同年八月一日に本件事故に遭ったことが認められるから、Aは、帰省先住居から赴任先住居への勤務前日の移動を現に反復・継続して行っていたものと認められる。

さらに、Aの本件事故当日の移動が他の目的のための移動であることを認めるに足りる証拠はなく、その出発時刻・移動経路その他の状況に照らし、翌日の勤務のための移動であると認められる。

よって、Aの本件事故当日における本件自宅から本件社宅への移動は、『就業に関して』行われたものと認めるのが相当である。」

三 単身赴任と通勤災害をめぐる法的検討

(一) 通勤災害保護制度の成立と時代の変化

労働者災害補償保険法七条は業務災害に加えて通勤災害を保護すべき旨を述べて通勤の定義を置き、二二条以下で通勤災害に関する具体的な各種の保険給付を規定している。⁽⁵⁾かかる通勤災害保護制度は、昭和四八年の同法改正によって新たに設けられたものであり、同年一二月一日より施行されている。⁽⁶⁾この制度が設けられた背景としては、モータリゼーションや都市化の進展により交通ラッシュや電車の混雑、通勤の長時間化・遠距離化・困難化などにより労働者が通退勤（以下では通勤と略す）の途中において災害に出くわす危険が増大するとともに実際に被災するケースも増加し、通勤災害の深刻化・重篤化がみられたことを挙げることができる。通勤災害保護制度の立法化をめぐっては、労働組合の取り組みや

ドイツ・フランス、そしてILOをはじめとする国際動向を受けて、かねてから労働者を保護すべきことが問題となってきたが、通勤は純粋な私的行為とは異なり労務の提供と密接に関連しており時間的にも拘束を受けているため通勤災害は業務上災害であると主張する労働者側と通勤災害は自分の支配が及ばないところでの災害であり業務上ではない(業務外である)とする使用者側の対立が激しく立法化は難航していた。以上の諸状況を踏まえ、早期立法を実現し問題解決をはかるべく、労働大臣の私的諮問機関として労働省に設けられた通勤途上災害調査会は、通勤災害の業務上外の問題をひとまずは棚上げしたうえで、通勤災害は「ある程度不可避的に生ずる社会的な危険であつて、労働者個人の注意、交通機関運転者の注意などによつては避けることのできない性格のもので」あつて「単に労働者個人の私生活上の損失として放置されるべき性格のものではなく」業務上災害とほぼ同じ保護を労働者に与えるべきであるとの報告書(『通勤途上災害の取扱いについて』を昭和四七年八月に労働大臣に提出し、これに基づいてようやく労働者災害補償保険法が改正されて通勤災害保護制度が新設され通勤災害をめぐる労働者保護が実現するはこびとなつたのである⁽⁹⁾)。

ただ、通勤途上災害調査会の報告書は、当時の時代背景や実態を踏まえて「通勤途上災害は、社会全体の立場からみると産業の発展、都市化、通勤の遠距離化、通勤時間帯の存在、交通機関の高速化、モータリゼーションなどがその発生の背景となつて」いるとの認識を示しているが、通勤災害としてはあくまでいわゆる日常的通勤(日常的に反復継続して行われる通勤ないしは日常的に往復可能な通勤)を念頭に置くものであつて、単身赴任にともなう通勤災害の問題は想定していなかつたように思われる。⁽¹⁰⁾その後、昭和六一年に労災保険法七条三項で中断・逸脱につきもとの経路に復した後に通勤と扱われる特例について解釈に委ねられていたものを省令で定めるとする改正がなされたほかは、通勤災害保護制度に關し状況の変化に応じて特に基本的に大きな改正が加えられることもなく今日に至つており、単身赴任問題は立法上は正

面から考慮されてはこなかった。従って、当初は、単身赴任の場合における労働者の赴任勤務先と家族が生活する自宅との移動ないし往復は距離及び移動時間からみて「通勤」ではなく「帰省」と考えられたため、行政解釈は、自宅を住居とは認めず、勤務先と自宅の間の移動途上での災害を通勤災害と認定しないとの姿勢を示していた。

しかし、単身赴任の増加とともに、かかる実態や被災労働者及び遺族の救済の実質的必要性を踏まえて行政も態度を改め、徐々に解釈を緩めて自宅の住居性を認め、通勤災害を認定する方向を示した。即ち、単身赴任をめぐる通勤災害に関しては、「雇用環境の変容やライフスタイルの変化を背景として現れた、制度が当初予想していなかった類型に属」するものであるため「実質的な判断が求められている場合が多」く、「立法政策だけでなく、解釈論上の課題としても、新たな事故に対応できるよう、…通勤災害認定の基準を整理していくことが求められる」⁽¹¹⁾との説示が示すような方向をとることとなったのである。実際、昭和四八年法改正当時の労働省の担当者も、労災保険法七条二項の通勤の定義につき、「日常行われている通勤行為は、極めて多様性に富んでおり、個別的な事例に直面すれば、この定義規定からみて判断に苦しむものも少なからず出てこよう。業務災害の概念も制度発足当初は、今日ほど明確なものではなかったのである。長年にわたる行政解釈、労働保険審査会の裁決例、裁判例等の積み重ねにより、漸次、確定されてきたものである。通勤災害の概念も、これと同様な道程を辿ることにより、わが国の社会状況、社会意識等に照らして適正な内容のものへと結晶させるべきである。」⁽¹²⁾と述べており、「通勤」概念はそれ自体確定的・固定的なものではなく、あくまで社会状況や社会意識によって具体化されることになるとともに、社会状況や社会意識が変わればそれにあわせて通勤概念も変化し得る可能性が存することを示唆していたのである。

それ故、単身赴任をめぐる行政解釈にも上述のような変化がみられることになったといえるのだが、問題は果たしてそ

れが十分に「社会状況、社会意識等」の変化に対応した「実質的な判断」であったのかどうかである。以下では、結局は行政解釈の変容ないし対応が十分なものではなかったが故に、問題解決のために本件判決がその不十分さを埋めることになった点を検証するとともに、その法的意義を検討してみることしよう。

(二) 通勤災害保護制度と通勤概念

労災保険法七条は一項で、「この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。」と規定したうえで、その二号で「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付」を挙げ、労働者の通勤災害保護を行う旨を明らかにしている。「通勤による」とは災害と通勤が相当因果関係を有すること、即ち通勤にともなう危険が具体化したこと（通勤起因性）を意味するものと解されている。もしも、本件事案における自宅から社宅への移動が通勤にあたるならば、その途中の自動車事故である本件事故は通勤災害一般にみられる事故（あるいは危険・リスク）と同様のものであり通勤起因性を満たすものといえる。⁽¹³⁾

そこで、かかる移動が「通勤」に該当するかどうかが重要問題となるが、「通勤」概念は、労災保険法七条二項で、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。」と定義されている（ただし、同条三項本文で、労働者が経路を逸脱・中断した場合には以後は通勤としないことが、そして、但書で、逸脱・中断が日常生活上必要な行為で厚生労働省令で定めるものをやむをえない事由により行う最小限度のものである場合には逸脱・中断の間を除き合理的な経路に復した後は通勤と取り扱われることが規定されている）。ちなみに、以上は、通勤遂行性の要件ともいわれるが、労災保険法によって保護される通勤災害

かどうかは、このように通勤遂行性・通勤起因性の二つの要件によって判断されることになる。⁽¹⁴⁾ 事実の概要でみた本件事案からすれば、合理的な経路及び方法の点及び本件移動が業務の性質を有しない点では特に問題はなく(判旨二)(3)(イ)参照)、従って、①本件自宅が「住居」といえるのか、②自宅と社宅間の移動である本件移動が、「就業に關し」といえるのか(就業関連性を有するのか)、③同じく本件移動が「住居と就業の場所との間」の移動といえるのか(いえるとしても、社宅への帰宅が中断にあたらぬのか、中断にあたるとしてそれがその後の通勤性を遮断しない三項但書の特例の中断と解されないのか)が焦点ないし検討課題となる。本件判決は、以下でみるように、これらの点について(特に、②、③の点について)、非直帰直行型移動をとるも単身赴任の特質を十分に踏まえて極めて注目すべき判断を示したのである。

(三) 単身赴任と住居概念

行政解釈(昭四八・一一・二二基発六四四号)によれば、住居とは、「労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所、本人の就業の拠点となるとをさす」とされる。ただ、この行政解釈は続けて「就業の必要性があつて、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くに単身でアパートを借りたり、下宿をしてそこから通勤しているような場合は、そこが住居である」としており、これを嚴格に解するならば、赴任先住居の方が「住居」であつて自宅は住居でなく、従つて赴任先住居と就業の場所との間の移動のみが「通勤」となり、単身赴任者の自宅と就業の場所との間の移動は「通勤」概念に該当しないことにならう。もっとも、住居は一つとは限らないのであつて、「通常は家族のいるところから出勤するが、別のアパート等を借りていて、早出や長時間の残業の場合に当該アパートに泊まり、そこから出勤するような場合には、当該家族の住居とアパートの双方が住居と認められる」とされていた。しかし、これについては専ら

日常的通勤が想定されていたのであり、住居を複数認める場合においてもあくまでそれが就業の拠点として日常的通勤が可能なものに限られるとの前提が存していたといつてよいであろう。

従つて、当初は、行政解釈は、通常は自宅から約二五キロメートル、所要時間三、四〇分のところにある寄宿舎から出勤し、休日前夜に家族の生活する自宅に帰り、休み明け早朝に自宅から出勤するのを通例としていた労働者の自宅から出勤する途中の災害につきかかる自宅を「住居」と認定する(昭五三・六・二一基収二七二号)一方、平日は独身寮で暮らし週末に家族の住む自宅に帰り月曜の朝出勤して来る労働者の事例で自宅と就業の場所が相当離れている場合(車で約三時間、距離約一三〇―一四〇キロメートル)には自宅は住居にあたらないと解していた(昭四九・六・一九基収一四三二号)。なお、このような行政解釈の考え方を踏まえた判断を示した裁判例として、平日は火力発電所建設工事現場近くの作業員宿舎に居住している労働者が、休日に約一五〇キロメートル離れ、車で三、四時間かかる自宅へ帰り、月曜の朝に工事現場に向かう途中で交通事故に遭遇して負傷した事例に関する三原労基署長(竹内組)事件・広島地判平二・八・三〇(労判五七三号五六頁)があり、「原告の自宅から本件工事現場に日常的に通勤することは無理であり、そのために原告ら作業員は、就業場所の近くに設けられた本件宿舎に入居したのであって、原告は、本件事故の時を除き、休日を利用して〔筆者注…一箇月半の間に〕三回自宅に帰っているが、自宅からの日常的通勤は無理であつたことや帰宅回数等に照らし、原告が自宅に帰つた行為は、帰省とみるべきであつて、自宅との往復行為に、継続性、反復性を認めることは困難である。したがつて、本件宿舎のほか原告の自宅を『住居』であると認めることはできない」との判断が示されている。⁽¹⁶⁾

しかし、単身赴任の増加の実態を踏まえて単身赴任労働者の自宅の住居性をめぐる行政解釈は平成三年になつて緩められ、①就業の場所と自宅との往復に、原則として、毎週一回以上の反復・継続性が認められること、②就業の場所と自宅

との間の所要時間及び距離は、原則として、片道三時間以内及び二〇〇キロメートル以内であること、の二つの要件を満たせば、直帰直行型の週末帰宅型の移動を「通勤」と、自宅を「住居」と取り扱うことに改められた(平三・二・一基発七四号以下では、七四号通達と略す)。その後、平成七年に七四号通達が廃止されて更に行政解釈が緩和され、①の回数⁽¹⁶⁾の要件と②の距離・時間の要件がともに撤廃され、就業場所と自宅との間の往復行為に反復・継続性がみられる限り自宅も住居であると認められることになった(平七・二・一基発三九号以下では、三九号通達と略す⁽¹⁶⁾)。ただし、三九号通達に関する事務連絡は、おおむね毎月一回以上の往復行為がある場合には反復・継続性の要件を満たすものと取り扱うこととしている(平七・二・一事務連絡六号)。

以上のような流れは、一般的に⁽¹⁷⁾いって極めて妥当な方向を示すものといえよう⁽¹⁸⁾。転勤を日常的に実施する企業の人事施策と労働者の家族の事情により、労働者はやむを得ず単身赴任を余儀なくされることになるのだが、かかる労働者ができるかぎり家族と生活したいと望むことは自然な態度である⁽¹⁹⁾とともに、休日の自宅における家族との生活は「日常生活のきわめて重要な部分を占めている」⁽²⁰⁾のであって、労働者の意識としては単身赴任の週末帰宅型の往復は勤務先から自宅への「帰宅」及び自宅から勤務先への「出勤」にほかならず、距離や移動時間、回数の多寡などにはかかわらないものといえよう。従って、かかる移動に反復継続性がみられれば(要するに、一定パターン化していれば)、自宅が「住居」であり就業の拠点と解すべきことが妥当となるのである。本件判決も労働者Aの赴任先社宅のみならず自宅ともに住居であると認定しており(判旨二(一)(1)(ア))、この点に問題はないといえよう。

なお、七四号通達の時代(平成五年)に起こった事故のケースにつき、七四号通達の要件を満たしていない(自宅と工事現場との間の距離が約二六〇キロメートルないし約二九〇キロメートルあり、その移動所要時間は自動車で片道約六時

間以上であるとともに、労働者（工事現場の鳶職）が一二週間のうち六週間の週ないし五週間の週において週一回以上自宅に帰っていたにすぎなかった事例）にもかかわらず自宅の住居性を認めて、通勤災害を認定せず労災保険給付の不支給処分をなした労基署長の決定を取り消した注目すべき事例として、能代労基署長（日動建設）事件・秋田地判平一二・一〇一〇労判八〇〇号四九頁⁽²¹⁾があり、次のような判示がなされている。(i)「本来、単身赴任者らの生活の本拠は家族らの住むそれぞれの自宅であるから、単身赴任者らが、日常的には自宅を離れた『就業の場所』の近辺の『住居』から通勤しているとしても、休日等を利用して『就業の場所』と家族らの住む自宅との間を往復しているとすれば、これが反復・継続するものと認められる限り、法の定める右の通勤の定義に該当し得るとするの妨げはないとすべきであつて、右の自宅もまた『住居』になるといふべきである。」(ii)「被告は、処分取消訴訟の違法性判断の基準時は当該処分時であることを理由に、週末帰宅型通勤に該当するか否かは本件事故当時の通勤に基づく認定基準によつて判断されるべきだと主張するが、既に認定したとおり、右の通勤は、労働省労働基準局長の発した行政内部の運用基準にとどまるものであり、その通達に変更があつたとしても法令が改廃された場合と同視することはできないから、被告の右主張は採用できない。」。特に、(ii)の判示は、形式論的な行政解釈に左右されることなく、「社会状況、社会意識等に照らして適正な」という実質的観点から法の適切な解釈のあり方を探つたものとして、大いに評価することができよう。

(四) 自宅から自宅への移動の就業関連性の有無及び「住居と就業場所との間」の要件該当性

(1) 解釈論上の基本問題

確かに、「住居」概念をめぐつては、単身赴任の増加等にもない週末帰宅型移動の自宅を住居と認めるといふ解釈は

妥当であり、単身赴任者の通勤災害保護に進展をもたらしたといえる。しかし、行政解釈は、あくまで労災保険法七条二項のストレートな解釈として従来通り直帰直行型の移動のみを保護するという前提を崩してはおらず、実際、三九号通達と同時に出示された事務連絡（平七・二・一事務連絡六号）は「単身赴任者等が、就労日の翌日に社宅等から自宅に帰る、又は就労日の前日に自宅から社宅へ戻るとい場合は、自宅と就業の場所との往復行為ではなく、当該社宅等と自宅との間の往復行為とみられることから、労災保険法上の通勤とは認められない」との取扱いを示していた。しかし、移動に時間かかる遠距離の単身赴任も増加しており、交通の便や労働者の疲労・健康状態などの理由により勤務終了の翌日や勤務開始の前日に移動せざるを得ない非直帰直行型のケースも多くみられることを考えれば、勤務終了日に直ちに就業の場所から自宅に帰り週初めに自宅から直接に就業の場所へ向かう直帰直行型の移動のみを通勤と認めることだけでは対応としていまだ不十分といえよう。²²⁾ また、社会通念及び単身赴任労働者や家族の意識を含めた社会意識、そして移動の実態からすれば、両者に実質的に差異は存しないというべきであり、従って、一方は通勤であるとして通勤災害保護制度の適用を受け、他方は通勤にあらず法の保護を受けない、として取扱いを異にすることは合理性を欠くことになる。しかし、直帰直行型ではない移動（非直帰直行型）の場合、往路においては、①就業の場所―②単身赴任先住居―③自宅、復路においては①自宅―②単身赴任先住居―③就業の場所という経路をたどることになるため、往路の②―③、復路の①―②につき、労災保険法七条二項のいう(a)「就業に関し」という要件（就業関連性）と(b)「住居と就業の場所との間」という要件を満たしているのかにつき法解釈上の疑問が生じる。

「就業の場所」とは、行政解釈によれば、「業務を開始し、又は終了する場所」とされる（昭四八・一一・二二基発六四四号）。また、「就業に関し」とは、「往復行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われること」、即ち「往復

行為が業務と密接な関連をもって行われること」(昭四八・一一・二二基発六四四号)を要することを示すものであって、「通勤は、業務遂行の必要性に規定された行動として業務の遂行と合理的関連性のあることが必要であり、私目的に基づく往復行為一般であってはならないという趣旨である」⁽²³⁾と理解されている(就業関連性)。換言すれば、「就業に関し」の要件は、住居と就業の場所の間の経路の往復であつても、それが通勤の目的をもつてなされるものでなければならぬことを意味するのであつて、とにかく、業務開始のかなり前に住居を出るとか、業務終了後職場サークルや組合活動などかなりの時間を過ぎてから就業の場所を離れるなどあまりにも大きな時間のずれないし懸隔がみられる場合には、「業務遂行の必要もしくは必要からの解放に規定された行動性格を失う」⁽²⁵⁾ことになるため、「就業に関し」の要件を欠き通勤とはみなされないことになる。⁽²⁶⁾例えば、行政解釈は、「運動部の練習等に参加する等の目的で、例えば、午後の遅番の出勤者であるにもかかわらず、朝から住居を出る等、所定の就業時刻とかけ離れた時刻に会社に行く場合には、当該行為は、むしろ当該業務以外の目的のために行われるものと考えられるので、就業との関連性はないと認められる」(昭四八・一一・二二基発六四四号)こととなるとしている(ここでも「目的」に言及されている点に注意すべきであり、従つて、業務の開始・終了とのかなりの時間的間隔が存在するが目的がはっきりとしない場合は、「通勤の目的」以外の目的でなされたものと「推定」される(従つて、反証が可能である)ことにならう⁽²⁷⁾)。

以上からすれば、一見したところ単身赴任者の非直帰直行型移動の場合はこれら二つの要件をクリアしないため通勤災害にあたらないようにも思われる。しかし、それはあくまで労災保険法をめぐるこれまでの通説的解釈や行政解釈・実務を前提としたものであつて、これに対して疑問を挟む余地はまったく存しないのであろうか。確かに、現在、国会に提出されている労災保険法の改正案はこのような問題に対して正面から立法による解決をはかるものであり、それは将来へ向

けての有効な解決策であるとはいえるが、「これ〔筆者注…単身赴任労働者の非直帰直行型で週末帰宅型の移動〕を含めて通勤災害を認めるためには、現行の法解釈を改めるか、あるいは現行法の規定を改正する必要がある。」とのある学説の見解が示すように、とにかく法改正を待つことができない現時点の問題については、あくまで現行の労災保険法の解釈の枠内で非直帰直行型移動中の災害を救済する可能性が本当に存しないのかどうかを探ることが求められよう。つまり、「法律の条文も、変化した社会に対応し、弾力的に解釈適用されねばならない」⁽²⁹⁾との問題意識が重要であり、その可能性の範囲を解明することが課題となるのである。この点で、注目すべき解釈論上の展開をみせたのが、(三)でみた能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決と本件判決である。

(2) 能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決の特徴

(ア) 判旨の概要

この事件は、日頃は工事現場から九キロ離れた寮で生活していた被災労働者（工事現場の鳶職）が、休日の前日の午後後に工事現場を出発して自宅に戻り、就労日の前日の昼ごろ自宅を出て寮に向かう形での帰省を反復継続していたところ、自宅から寮への移動途中に交通事故により死亡したというものであるが、秋田地裁は、既に(三)で検討したように自宅も「住居」であると認定した以外に、(1)でみた(a)、(b)の論点に関する部分につき次のように興味深い判旨を示した。

- ① 「被災者らは、本件工事現場における鳶職としての作業に従事していたものであるから、本来的には、本件工事現場が、業務を行う場所としての『就業の場所』となることは明らかであり、「被災者らは、本件工事に従事するための拠点として、本件寮に居住し、ここで日常生活を営んでいたのであるから、本件寮が被災者らの『住居』となることもまた疑いを入れないところである」。

② 「本件寮を本来の『就業の場所』であるということができないのは既に説示したとおりであるが、そうだとしても、週末帰宅型通勤に該当するか否かの判断に関して、本件寮に向かう行為を『就業の場所』に向かう行為と同視し得るか否か、即ち、週末帰宅型通勤との関連において、本件寮を『就業の場所』と同視し得るか否かは、別に考慮されるべきである。」

③ 「本件寮は、Q建設の業務の必要に基づいて設けられたもので、本件工事現場と一体となつて業務を遂行するための付帯施設であり、「従業員は、地元採用者を除き、全員が本件寮における集団的な単身赴任生活を余儀なくされることとなるから、右の従業員らには、事実上、住居選択の自由はなかつたものといふべきであり、また、家族を同伴する自由もなかつたといわざるを得ず、このような状況の下で、集団生活に伴う規制をも受けながら、生活をしなければならなかつたということができ」、「その生活の実態は相当に制約されたものといわざるを得ない。」

④ 「従業員らが真に自由な生活を営み得るのはそれぞれの自宅であるといふべきであるから、このような従業員の帰省の必要性には、他の一般の単身赴任者とは異なつた重い意味があるといふべきであり、このような生活状況にある従業員らが、帰省を終えて、自宅から本件工事現場と一体となつた付帯施設である本件寮に向かう行為は、まさに『就業の場所』に向かうのと質的に異なるところがないといふべきである。」

⑤ 「法は、その往復行為が『就業に関して』行われることを求めているのであって、右のような業務との密接な関連性が認められれば足りるといふべきであるから、時間的に相当な間隔があるか否か被告が主張する直行直帰であるか否かという形式的な面のみから、右の関連性を判断しななければならないものではなく、「特に、週末帰宅型通勤と認められる場合には、日常的に日々反復して行われる通勤の場合とは異なり、長時間にわたる遠距離の通勤が前提と

なっているのであるから、時間的な間隔などの形式的な面において業務との密接な関連性を判断することはできないというべきであり、その週末帰宅型通勤の実態に即して、右の関連性を検討する必要があると解すべきである。」。

⑥ 「本件において、被災者らは、専職という危険な業務に、翌日の午前八時から従事することを目的として、十分な睡眠をとって体調を整えるために、前日から本件寮に向かっていたものであり、既に説示したとおり、前日の夕刻までに本件寮に帰任せよという業務命令があったものとまではいえないとしても、Q建設においては、災害防止などのために、休日に帰省した場合にも、就労日の前日には本件寮に戻り、十分な睡眠をとった上で就労するように、常日頃から従業員を教育していたところであるから、被災者らは、まさに、就業に不可欠な行動として、就労日の前日に移動していたものというべきこととなる。」。「そして、被災者らが、本件事故当時、翌日の就労とは全く関係のない目的で移動していたことなどを窺わせる事情はなく、そのような事情の主張・立証もないから、少なくとも本件のように、週末帰宅型通勤をするに際し、専職という危険な業務に従事することに備えて、十分に体調を整えるため、就労日の前日に本件寮に帰任しようとしていた場合には、その移動は、業務に密接に関連するといえるべきであって、『就業に関して』行われるものという要件を満たすと解すべきである。」。

(イ) 能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決の意義

この判決の意義は、単身赴任の実態を踏まえて、実質論的立場から次の二つの点において労災保険法七条の柔軟な解釈を行った点に存する。

まず、第一の意義は、「就業の場所」について相対的概念を採用した点である（判旨②）。確かに、毎日の作業においては、工事現場が就業の場所であり、寮が住居である（判旨①）が、寮はあくまで企業の業務の必要から設けられたもので

あつて、家族同伴の自由や住居選択の自由などの労働者の私生活の自由が大きく制約・規制されていることから(判旨③)、週末帰宅型の移動に関してはあくまで真に自由な生活を営み得るもう一つの住居である自宅からみれば、業務上の必要性から設けられた付帯施設であつて使用者による一定の規制が及んでいる寮は「就業の場所」と同視し得ることになるとしたのである(判旨④)³⁰。これは、自宅からみれば寮におけるそのような状態には、(本来の「就業の場所」に比べると弱いとはいえ、やはり依然として)業務に関連した使用者による一定の「支配」が存している(ないしは及んでいる)ことを認めたものであり、かつて単身赴任者の移動をめぐり住居を複数認める動きがみられたのと同様に(あるいはそれと合わせて)、今度はそれぞれの住居からみて場所的に(それぞれの住居と比べてみてより強度の)使用者の規制ないし拘束が及んでいるかどうか(即ち、使用者による一定の「支配」がみられるかどうか)によつて相対的に就業の場所ないしそれと同視し得る場所を複数認めようとする動きであるといつてよい。

次に、第二の意義は、「就業に關し」の要件を、労災保険法に照らし「業務との密接な関連性が認められれば足りる」として単身赴任の実態も踏まえ(判旨⑤)、しかも専職という危険な業務故の前日からの休養の必要性、使用者のよる前日に戻るべしとの教育、「翌日の就労とは全く関係のない目的」がうかがえないことなども考慮して、翌日の勤務とは時間的間隔が存していても「就業に關し」(就業関連性)の要件を認めた(判旨⑥)点である。これは、実質的判断として妥当であると解されるとともに、遠距離の場合には翌日の勤務(就業)に備えて前日に移動しなければならぬとの労働者の一般的意識にも合致する解釈といえ、単身赴任者に前日の移動を余儀なくさせることになる業務の拘束性を正面から見据えたものといえる。かつて、労災保護制度が設けられたときに、通勤災害の認定のあり方として、認定の困難性を踏まえて、「純然たるあるいは重大な私事に關連した災害以外は、通勤災害と推定するぐらいの積極的な姿勢が、認定担当

者に要請されるのである⁽³¹⁾と学説により述べられていたが、この判決の「就業に關し」の解釈判断はかかる指摘に沿う方向を示すものと評価できる。なお、(1)でみた通勤の「目的」という観点からすれば、積極的かつ嚴格に「通勤」それ自体を行うという目的の有無を重視するのか、あるいは「通勤途上災害を補償の対象とするか否かの判断では、通勤が労働者にとつて労働関係と無関係な私的行為であるか否かが決定的要素となる⁽³²⁾」としてネガティブに通勤目的の明白な不存在がみられるかどうかを問題とするのか、によつて認定が異なってくるため、いずれの解釈方法を採用するかが問題となるが、この判決は移動に対する業務の拘束性を踏まえて後者の解釈方法に大きくコミットしたものといえよう。

以上二点における解釈論上の操作（新たな解釈⁽³³⁾）を通じて、一見したところ労災保険法の定義に当てはまらないようにみえる事例を、当てはまる形に再構成して法を適用し、労働者側（遺族）の保護をはかったのである⁽³⁴⁾。

(ウ) 能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決の方向性

以上(イ)でみた二点は、かつて大河原労基署長（JR東日本白石電車区）事件・仙台地判平九・二・二五労判七一四号三五頁が示した『通勤災害』といえるためには、『就業に關し』、すなわち、業務と関連性のある往復行為について、住居と『就業の場所』、すなわち、業務を開始し、又は終了した場所との間を往復する間に、災害に遭遇したことを要するところ、労災保険法の目的からすれば、右業務とは、賃金の対象となる業務よりも広く、労働者が労働契約に基づき使用者の明示、黙示の實質的支配下にあることをいう⁽³⁵⁾との判示の考え方を週末帰宅型通勤に拡大して更に展開したものと評価することができ、ここに判例法理のひとつの発展をみるることができる。

(3) 本件判決の特徴

(ア) 本件判決の一般的特徴

さて、一定の意義を有するとはいえ、能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決は、寮が「就業の場所」と同視し得る場所であると解すことができることもに驚職という業務自体が危険性を有する特殊な（あるいは特別の型の）事例に対する判例の柔軟な対応であったといえることができ、本件のように、自宅からの移動の場所が就業の場所である営業所とたまたま同じ建物にあるが営業所からは独立して私生活に関する規制や拘束性の存しない社宅であり、しかも就業の場所における業務が生命保険の営業所長という（驚職のような業務上の危険性は存しない）事務職であるという事例には、その法理が必ずしもストレートには当てはまるものではない。⁽³⁶⁾そこで、本件判決は、労災保険法の実質的かつ柔軟な解釈という問題意識は前者と共有しつつも、より一般的な非直帰直行型の週末帰宅型通勤に適合した新たな法理を更に模索し構築することとなったのである。⁽³⁷⁾

(イ) 通勤概念のリニューアル

まず、本件判決は、週末帰宅型の単身赴任について「自宅―赴任先住居―就業の場所」の一連の移動を住居から就業の場所への移動と捉え、これを「通勤」であると評価することによって、労災保険法七条二項の要件をクリアしようとした（判旨二(二)(ア)）。

確かに、単身赴任の増加を背景に自宅と就業の場所との移動の距離と時間を問わないとの、七四号通達から三九号通達への行政解釈の変化は妥当なものであったと解されるが、次にみるように、それにもなって本来ならば併せて変更が必要となるべき他の論点については適切な解釈上の手当がなされなかったのである。

単身赴任先と自宅の移動に相当の距離が存したりかなりの時間がかかったりすると、行政解釈が労災保険法の解釈として念頭に置く直帰直行が困難となる場合が生ずる。しかし、直帰直行の週末帰宅型通勤しか保護されないと、法は（間接的に）直帰直行型を推奨していることになってしまい、その結果、業務が終了してから業務の疲労を抱えたまま長距離・長時間の移動を労働者に強い、かえって危険が増す結果となり（しかも、残業等で遅くなった場合にはなおさらそのようにいえる）、あるいは業務開始当日に長距離・長時間の移動で就業前に既に労働者を疲労せしめる（従って、業務上災害を発生させるおそれを生じせしめる）結果となり、極めて問題であろう。³⁸むしろ、長距離・長時間の移動の場合には、労働者が業務終了の翌日及び業務開始の前日に移動した方が労働者の疲労解消や睡眠・休養の確保等により移動途中の危険が減少するとともに、業務（就業）に対する支障も少なくなるのである。また、労働者の意識からすれば、このような非直帰直行型の移動もあくまで業務からの開放による自宅への帰宅あるいは業務の開始のための自宅からの出勤と捉えらるのであって、その点で直帰直行型と何ら異なるところはないといえよう。従って、以上のことを勘案するならば、七四号通達から三九号通達への行政解釈変更時に、本来、併せて、直帰直行型ではない週末帰宅型移動のケースも「通勤」に含まれ得る（ないしは含まれる場合があり得る）という方向で行政解釈が変更されてしかるべきであったと考えられる。

また、労災保険法七条二項は、通勤は「合理的な経路及び方法により」なされるべきものと規定しているが、「合理的な経路及び方法」は何も一つには限られないのであって複数のものがあり得るといえる。単身赴任の場合、例えば、労働者が、直帰直行を意識して前日に自宅を出て夜行列車に乗り、そのまま列車内で睡眠をとったあと勤務開始日の朝に駅に到着し、そこから就業の場所へ向かう場合（パターンⅠ）には、睡眠中も移動を続けているためこれが中断にあたるとは考えられず、自宅から就業の場所への移動がその全過程において「通勤」と認定されることになる。しかし、これに対し、

自宅から自動車で移動することも「合理的な経路及び方法」であるといえるが、列車と時間的には変わらないとして自動車で前日に自宅を出発し、途中で移動途上にあるドライブインで仮眠や休養をとり、その後、起きてから運転を再開し勤務日の朝に就業の場所へ向かう場合（パターンII）については、従来の行政解釈でいえば、自宅からドライブインへ向かう行為は通勤にはあたらないことになろう。しかし、労働者からすれば、パターンIIのケースはパターンIのケースと実質的に何ら異なるものではなく、同じく「通勤」と意識されるものといえよう。また、自宅から赴任先住居へ移動して睡眠や休養をとった後に就業の場所へ移動する場合（パターンIII）についても同様といえよう（ちなみに、このパターンIIIは何も本件のような自動車による移動の事例に限る必要はないのであって、列車による移動であっても時間的な関係で車中ではなく赴任先住居で睡眠をとることになったような場合も含まれることはいうまでもない）。要は、パターンIIのドライブインとパターンIIIの赴任先住居は、あくまで週末帰宅型の移動の場合においては一連の移動の「中継地点」にすぎないと解されるのであって、従って、パターンIとの違いは、睡眠・休養が移動を中断し一定の建物内で行われるのか、それとも移動し続ける列車の中で行われるのかという点に存するにすぎない。いずれのパターンの移動も労働者からすれば通勤意識に基礎付けられた「通勤」の目的を有するものと解されるのであって、法的保護にあたっては通勤とされるパターンIとの均衡を踏まえてパターンII・パターンIIIを処理することが求められるべきといえよう。

以上からすれば、週末帰宅型通勤をめぐる行政解釈の欠けないし不備を埋め、自宅から就業の場所までの一連の移動を「通勤」と認めた本件判決は、単身赴任の実情・実態を踏まえ、赴任先住居（社宅）は、平日出勤の場合は就業の拠点（＝通勤の基点ないし始点）であるが、週末帰宅型通勤の場合においては実質的には「中継地点」と評価されることを意味することになるといえる。「社会状況、社会意識等に照らして適正な内容」の法解釈を示したものととして注目に値するといえる。

能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決が「就業の場所」を相対化して解決をはかったことと対比していえば、本件判決は単身赴任労働者にとっては日常の通勤においてと週末帰宅型通勤においてとは住居（本件でいえば社宅にあたる）の意義や意味、位置づけが異なるとして、いわば「住居」概念を相対化して対処を試みた点に意義と特徴が存するといえよう。

しかし、パターンⅢにあたる本件の場合には、いくら「中継地点」であるとはいえ、赴任先住居に到着した時点で労災保険法七条三項の「中断」にあたり、以後の赴任先住居と就業の場所との移動途中の災害が通勤災害として保護されないことになり、そのままでは不都合が生ずることになる（ちなみに、パターンⅡの場合も同様である³⁹）。そこで、本件判決は、かかる移動は、「別途」、通勤にあたるとして、併せて「中断」後の移動も保護する判旨を示した（判旨一（二）（2）イ）。このような方向性（結論）自体は妥当なものであろうが、かかる判旨は、明らかに逸脱・中断後は通勤としないと定める労災保険法七条三項の規定の文言から大きく離れるものであり、また「一連」の移動を通勤としながら、中断後に「別途」の通勤（二重の通勤概念）を認めるという点において論理一貫しない結果となっており、現行法の解釈としては問題が存するように思われる。確かに、本件は「中断」前の事故（災害）であり、「中断」後の保護をめぐる問題はいわば付随的な検討事項にすぎず、この部分の解釈の当否によって本件事案に対する結論が異なるものではないが、本件判決が示す法理全体からみればやはり一部に理論的瑕疵が存することになる。実は、私見からすれば、現行法に関する別の方向での解釈を探ることによって法的に無理なく「中断」後の保護について本件判決と同一の帰結を導き出すことができ、それによってかかる瑕疵を治癒することが可能であるように思われる。そこで、この問題については、後に項を改めて（五）で取り上げ詳細な検討を加えてみることにしよう。

(ウ) 就業関連性概念のリニューアル

次なる問題は、「自宅―赴任先住居―就業の場所」という本件ケースで問題となる移動において、自宅―赴任先住居の部分につき就業関連性が認められるかであるが、一連の移動を通勤とみる以上、勤務前日の移動も翌日の勤務(就業)に備えてのものと考えられるので、労働者は「通勤」の目的を有しており原則として就業関連性が認められるべきといえよう。ただし、あまりにも早い時間帯に赴任先住居に移動し、そこで私的行為とみられる行為を行った場合には、労災保険法七条二項の通勤の定義からはずれてしまうことになる。従って、両者の線引きを行うための判断基準が問題となるが、本件判決は、①前日に移動することの社会通念上の相当性、②移動の反復・継続性ないし反復・継続の意思の存在、③翌日の勤務の目的、の三つの要件が満たされることを条件に就業関連性を認めることができるとの判断を示した(判旨二)(3)(ア)。要は、移動時間を考慮すると長時間故に一般的にみて前日に移動せざるを得ないと考えられ、しかもそれがあくまで翌日の勤務に備えての休養・睡眠に必要な時間を確保するための移動であり、このような移動が当該労働者にとって一定パターン化していたかあるいはパターン化する予定・見込みであれば、就業関連性が存することになるのである。既に検討した能代労基署長(日動建設)事件・秋田地裁判決は、「法は、その往復行為が『就業に関して』行われることを求めているのであって、右のような業務との密接な関連性が認められれば足りるというべきであるから、時間的に相当な間隔があるか否か被告が主張する直行直帰であるか否かという形式的な面のみから、右の関連性を判断しなければならぬものではなく、「特に、週末帰宅型通勤と認められる場合には、日常的に日々反復して行われる通勤の場合とは異なり、長時間にわたる遠距離の通勤が前提となっているのであるから、時間的な間隔などの形式的な面において業務との密接な関連性を判断することはできないというべきであり、その週末帰宅型通勤の実態に即して、右の関連性を検討する必

要があると解すべきである。」と述べていたが、まさに本件判決の示した判断基準はかかる判旨の示した考えを単身赴任の実態を踏まえて具体化・公式化したものであって、単身赴任における通勤（移動）に対する業務の拘束性の特色を見据えた妥当な法解釈であるといえよう。⁽⁴⁰⁾そして、具体的事案に関するこれらの要件該当性についての本件判決の判断も基本的に妥当かつ適切なものといえよう（判旨三（二）（三）（イ）。ただ一点、①の要件充足性につき本件判決がはつきりとは述べていないが重要と思われる点を補足しておく、勤務開始日当日の自動車運転しての三時間半の移動にはかなりの早起きと疲労がともなうが故にそれだけで前日の移動が社会通念上相当と考えられようが、更に労働者Aはうつ病で体調が思わしくなかった状況が存したことも加味して考慮すれば、勤務開始日当日の早朝に起きて就業場所へ向かうのではなく、前日の夕方に自宅を出て、赴任先住居で翌日に備えて睡眠・休養をとり体調を整えることについてより一層大きな社会通念上の相当性が認められることとなる⁽⁴¹⁾。要は、社会通念上の相当性の有無については、外部からみた移動をめぐる客観的要素（客観的状况）のみならず当該労働者の健康状態等を含めた主観的要素（主観的状况）も加味して総合的に判断されなければならないと解される。

(五) 単身赴任と「中断」

労災保険法七条三項によれば、通勤途中で逸脱・中断（ちなみに、行政解釈（昭四八・一一・一二基発六四四号）によれば、逸脱とは「通勤の途中において就業又は通勤とは関係ない目的で合理的な経路をそれること」、中断とは「通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うこと」とされる）を行えば、以後は通勤とされないが、「当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもので

ある場合」(ちなみに、これは、昭和四八年当初は「当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為であつてやむを得ない事由により行つたための最小限度のものである場合」とされていたものを、かかる特例にあたる場合を拡大しより具体化・明確化するために昭和六一年にその内容を省令に委ねる形に法改正されたものである)は、逸脱・中断の間を除き以後の移動も通勤とされる旨を規定している。そして、これを受けて、労働者災害補償保険法施行規則八条は、その間を除き通勤と認められる逸脱・中断事由として、①日用品の購入その他これに準ずる行為(一号)、②公共職業能力開発施設において行われる職業訓練、学校において行われる教育その他これに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為(二号)、③選挙権の行使その他これに準ずる行為(三号)、④病院または診療所において診療または治療を受けることその他これに準ずる行為(四号)、を挙げている。

この規定によるならば、本件ケースにおいて労働者Aがいつも通りに赴任先住居(社宅)へ帰着していたならば、そこで通勤は「中断」することになったといえよう。また、一見したところ、本件で問題となるような赴任先住居における睡眠・休養は、労災保険法施行規則八条の一号から四号に規定されている各事由にも該当しないように思われる。確かに、七四号通達は、週末帰宅型通勤を行う労働者が、洗濯物を自宅に持ち帰るためや着替えのために社宅等に立ち寄る行為を日用品の購入その他これに準ずる行為とする旨を示していたのであるが、併せて「日用品の購入その他これに準ずる行為は、やむを得ない事由により最小限度のもので行うことが必要であることから、社宅等内で長時間の滞在は、週末帰宅型通勤を中断するものである」との限定を付しており、三九号通達による七四号通達廃止時の労働省の事務連絡(平七・二・一事務連絡六号)もほぼ同趣旨の確認を行つている。とにかく、これらによるならば、本件の場合には睡眠等で「長時間の滞在」が予定されていたというべきであるから、通勤は中断されたままということになる。

このような問題をクリアするために、能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決は「就業の場所」の相対化を試みたのである。つまり、問題となつた寮は、工事現場からみれば住居であるが、自宅からみれば「就業の場所」と同視し得る場所であると解することにより、「中断」を問題とすることなく、「自宅―寮」と「寮―工事現場」のいずれもがそれぞれ独立して別個に労災保険法七条二項が要求する「住居と就業の場所との間」という要件を充足し、従つて、それぞれが「通勤」と認定され得る法的構成を可能としたのである。

これに対し、本件社宅は「就業の場所」と同視し得る場所とは考えられないため中断を認めざるを得ず、しかも一見したところ本件社宅に戻る行為は労災保険法七条三項及び労災保険法施行規則八条の例外的場合（特例）にはあたらないため、本件判決は、翌日の社宅から就業の場所への移動を新たに「別途」通勤に該当すると解して保護が可能となると考えたのである（判旨二(2)(イ)）。しかし、これが現行法の解釈としては限界を超えており、とり得ないことは既に四(3)(イ)で指摘したところである。けれども、次のような解釈を行えば現行法の枠を超えることなく同様の結論を導くことができるように思われる。

労災保険法七条三項が逸脱・中断の後に再び通勤として取り扱う特例の定めを省令に委ねた趣旨は、それがどのようなものであるかを省令を通じて具体化・明確化させるとともに、法改正には困難がともなうため時代や社会状況の変化にもなつて特例を省令を通じてそのような変化に的確・迅速に適合させることにあるといえよう。⁴²しかし、労災保険法施行規則八条の規定する四つの特例は昭和六一年当時のままであり、しかも日常的通勤を念頭に置いたものであつて、そもそも長距離・長時間の週末帰宅型通勤を想定してはいないと解される。しかし、社会状況の変化により単身赴任労働者の週末帰宅型通勤を通勤災害保護の範囲に含ませよとの方向で行政解釈が動いてきたことを踏まえるならば、本来、それに

応じて労災保険法施行規則八条の特例事項にも長距離・長時間の週末帰宅型通勤に相応したものが加えられ新たに規定されてしかるべきであったといえよう（従って、既に見た七四号通達の解釈や平成七年の事務連絡六号の解釈にも同様の問題が含まれていたといえよう⁽⁴³⁾）。このようなギャップはまさに立法による省令への委任の趣旨に反するものであり、それを放置することは行政側の対応の不備のツケを国民（即ち、労働者及びその遺族）に転嫁するものであって大きな問題である。そこで、かかるギャップを埋める必要が生ずるといえ、従って、できる限り以上で示した省令への委任の趣旨に照らしつつ現実適的な方向で労災保険法七条三項と労災保険法施行規則八条の特例事項を週末帰宅型通勤にフィットした形に解釈し直すことが要請されることになろう。

そこで、まず、本件の場合、上記の趣旨に照らして解釈の再構成が要請されるのは労災保険法施行規則八条一号の日用品の購入その他これに準ずる行為をめぐってとなる。つまり、日用品の購入とは、通勤途中で通常一般的にかなりの程度ないし頻度において行わざるを得ない（要するに、通勤に随伴して特によく行われる）日常生活必要行為の例示であると解し、従って、その趣旨からみて週末帰宅型通勤をするに際して生活上一般的に行わざるを得ない行為は「これに準ずる行為」のなかに含まれると考えるのである。そうすると、長距離・長時間の移動については、通常、中継地点での休養・休息・睡眠などを日常生活上の必要事項として行わざるを得ない場合が多いと考えられるため、かかる休養・休息・睡眠などはこの特例に該当することになるといえよう⁽⁴⁴⁾。

次に、睡眠は通常数時間に及ぶが、これが、果たして、労災保険法七条三項のいう「やむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」といえるかが検討課題となる。既に述べたことからすれば、社宅での休養・睡眠は一連の通勤においては中継地点におけるものと評価されることになるため、「日常生活の必要から通勤の途中で行う必要のある

こと」(昭四八・一一・二二基発六四四号)といえ、また、まさに毎日睡眠をとるということは人間の生理現象として「やむを得ない事由」であると考えられるので、検討対象は専ら「最小限度のもの」に該当するかどうかということになる。これについては、「当該逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要最小限度の時間、距離等をいうものである」(昭四八・一一・二二基発六四四号)ことから、あくまで目的との関連が問題となり、「この時間・距離等については、絶対的なものとはいえず、当該逸脱が日常生活の必要上やむを得ないものであれば認められる」べきといえよう(この点については、併せて、前掲・能代労基署長(日動建設)事件・秋田地裁判決の判旨も参照)。そうすると、単なる時間の長短ではなく、社宅での睡眠・休養がそれとして必要最小限度のものかどうか焦点となる。本件の場合、労働者Aは約三時間半かかる距離の移動を午後五時半に自宅を出ることで開始しているため、もしも事故に遭うことなく社宅に到着していればその時刻は午後九時頃となっていたはずであり、しかも、労働者Aは体調を崩し気味であつてうつ病に罹患していたこと(そして、平日昼間でも社宅で寝込んでいたこと)をも考えると、それから寝支度をして(およそ一〇時か一〇時半頃からであろうか)翌朝まで就寝することは必要最小限度の休養(睡眠)といえよう。

従つて、以上からすれば、社宅へ帰着したことによる中断後、翌朝、社宅から営業所へ向かう行為(移動)は、労災保険法七条三項及び労災保険法施行規則八条一号の特例に該当し、合理的な経路に復した後の「通勤」と取り扱われるべきものであると考えられる。このように考えてこそ、一連の移動を「通勤」と評価したこととの整合性を有することになるのであり、ここで行った補正を本件判決に加えれば、その法理ないし理論は全体的に妥当なものであると評価することができる⁽⁴⁶⁾。

(六) 本件判決の意義

以上でみてきたように、本件判決は、あくまで現行法の枠組みを前提としたうえで、非直帰直行型の週末帰宅型移動の途中で起こった事故を通勤災害保護制度に包摂して保護を及ぼそうとしたものであり、単身赴任の増加という通勤災害保護制度が設けられたときには想定されていなかった問題にかかわるケースを柔軟な法解釈によって処理し妥当な結論を導いたものといえる。そこにはまさに法を時代や社会状況の変化に対応させ柔軟に問題解決をはかろうとする姿勢を見て取ることができる。

また、単身赴任労働者の非直帰直行型の週末帰宅型通勤に関し、能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決があくまで事案の特殊性を考慮して法理形成を行ったのに対し、本件判決が非直帰直行型の週末帰宅型通勤一般にあてはまるようなより広い理論的射程を示したことも大きな意義が認められよう。

四 若干のまとめと今後の課題

(一) 残された検討課題

本件判決が単身赴任の通勤災害保護をめぐる問題に関して非常に大きな進展をもたらした注目すべき事例であることはこれまでみてきた通りであるが、それが示したような方向性は、国会に提出された改正法案により明確化される見通しとなり、ようやく問題に正面から立法的解決がつけられることとなった。

では、本件判決と改正法案との関係はどのようなものであると考えるべきなのか（両者の規制対象は同じものなのか、それとも一定の差違が存するのか）、そして本件判決の示した法理はあくまで暫定的なものであつて法改正が実現すれば

かかる法理は無意味となってしまうのであるうか。これらの問いは、本件判決及び法改正の意義・射程に大きくかわる問題であつて法的重要性を有するように思われる。そこで、最後に、以下では、まよめの意味でこれらの問題に検討を加えてみることにしよう。

(二) 本件判決の法理と改正法案との関係

第一六二回通常国会に政府によつて提出された改正法案⁽⁴⁷⁾のうち、通勤災害に関する部分は次の通りである。

- ① 「第七条第二項中『住居と就業の場所との間』を『次に掲げる移動』に、『往復する』を『行う』に改め、同項に次の各号を加える。
 - 一 住居と就業の場所との間の往復
 - 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
 - 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）」
- ② 「第七条第三項中『前項の往復』を『前項各号に掲げる移動』に、『同項の往復』を『同項各号に掲げる移動』に改める。」
- ③ 「第八条第一項中『前条第一項各号』を『前条第一項第一号及び第二号』に、『同項各号』を『同項第一号及び第二号』に改める。」

この法改正が実現すれば、これまで一見したところ労災保険法七条の「通勤」には含まれなかったように思われる、週末帰宅型移動のうち、自宅と赴任先住居の間の移動、及びマルチジョブホルダーやムーンライターの増加にもなつて問題となる複数の勤務先（就業の場所）間の移動が正面から「通勤」として認められ通勤災害保護制度の対象となる。後者も興味深い検討対象ではあるが、本稿のテーマからして、前者についてのみ、本件判決との関係をみてみることにしよう。

確かに、立法を待たずとも本件判決が示した現行法の解釈によって、自宅と赴任先住居の間の移動が労災保険法七条によってカバーされ得ることが明らかとなった。しかし、本件判決はあくまで現行法を前提としているため「中断」が問題となり、それが「最小限度」と認められないかぎり以後は通勤と取り扱われなくなるし、また、あまりにも早く自宅を出発したような場合には移動に対する業務拘束性が稀薄となつて就業関連性が失われることにもなる（本件判決の判旨二（二）（三）（ア））。そうすると、仮に本件で、労働者Aがもつと早くに自宅を出て社宅へ向かつていたならば通勤災害保護制度の対象とはされなかったことになる。しかし、今回の法改正が実現すれば、そのような早めの移動の場合でも一定、通勤災害として保護されることになるのであり、このような保護の拡大はやはり立法によるほかないのである。

とすれば、法改正との関係において本件判決の意義を述べれば、次のような点に存することになる。即ち、これまで法解釈によるならば、将来法改正により保護される範囲と現状との間に大きなズレないしギャップが生じ、法改正の前後で労働者の利益状態に大きな差異が生ずる（従つて、労働者に不公正感・不公平感が生ずる）ことになるが、本件判決は、できるかぎりそのギャップを埋め、旧法から新法への移行をなめらかにして労働者の利益状態の格差を合理的な範囲におさまるように補正ないし是正した（従つて、労働者の不公正感・不公平感を除去ないし軽減した）のである。もしも、

本件判決が法改正を「先取り」したという表現を（不正確とはいえ取敢えて）用いたならば、それは法改正を支える問題意識なり背景・実態なりを法改正に先立ってあくまで現行法の枠内でその解釈に適切・的確に反映させ考慮したということを意味しよう。

(三) 本件判決の普遍性の有無

では、法改正によって本件判決の方向性も含めたより広い保護が実現するならば、法改正後は本件判決はもはや何ら意義を有さず、従って専ら改正法施行までの暫定的な意義と射程しか有しないのであろうか。

一見したところ、確かにそのようにみえるかもしれない。しかし、本件判決は、縷述のように、時代や社会状況の変化に応じて法の柔軟な解釈を行い、時代や社会状況に法を適合させる試みであったといえ、従って、本件判決の解釈手法ないし方向性・態度・問題意識・スタンスは、法改正がなされ問題に関する立法的解決をみても、改正された労災保険法の新しい条文（そして、いうまでもなく改正されなかった条文の部分）はそれでもやはり一定概括的な規定の仕方となっているため（しかも、本稿で取り扱った以外にも通勤災害に関してはいまだ法的問題点がいくつか存しており）、依然として行政解釈をはじめとした法解釈が必要とされることになるかと考えられる以上、（特に、時代や社会状況が変化した場合において）一般的にみた法解釈のあり方のひとつのモデルないしスタイルとして通勤災害をめぐる問題解決のために方法的有効性を有し続けることであろう（ちなみに、本稿で併せて検討した能代労基署長（日動建設）事件・秋田地裁判決についても同様のことがいえよう）。

今回は、立法政策的な動きが先行したともいえるのだが、今後は、本件判決のように、社会の変化等の実態を踏まえて

法解釈を法定法の枠内でできる限り柔軟かつ合理的に推し進めるとともに、同時にその限界を明らかにすることで、立法による対処の必要性を指し示し促すことも重要となる⁽⁴⁸⁾。

- (1) 配転に関してであるが、配転の実態や実情を踏まえつつ、労働法の観点から単身赴任の問題を正面から取り上げた先駆的業績として、片岡昇「配転・単身赴任の実情と配転命令権の限界」(一)、(二)、(三・完)「民商法雑誌」一〇四卷四号(一九九一年)四五八頁以下、五号(一九九一年)五六五頁以下、六号(一九九一年)七三三頁以下。なお、この論文は、補正のうえ片岡昇『労働法理論の継承と発展』(二〇〇一年、有斐閣)一七四頁以下に収録されている。また、単身赴任を含めた配転問題を労働者の私生活形成権という観点から論ずるものとして、和田肇「業務命令権と労働者の家庭生活」日本労働法学会(編)『講座21世紀の労働法 第7巻 健康・安全と家庭生活』(二〇〇〇年、有斐閣)二〇八頁以下。
- (2) かつて週休二日制が普及する前は土曜日に勤務を終えて自宅に帰宅することになるため、直帰直行型の週末帰宅型通勤は「土帰月来型」と呼ばれたが、現在では週休二日制の普及により金曜日に勤務を終えて帰宅するパターンが増えており、「金帰月来型」と呼ぶことが一般化しているといえる。そこで、本稿では直帰直行型を金帰月来型と呼ぶことにし、従って「土帰月来型」とは金曜日に勤務を終えてからいったん赴任先住居で一泊して翌日自宅へ向かうものを意味することとする。
- (3) 単身赴任と通勤災害をめぐる法的諸問題を正面から論ずるものとして、山口浩一郎「通勤災害の補償に関する問題点」週間社会保障二二三号(二〇〇一年)二四頁以下。
- (4) 同報告書については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0705-3b.html>)を参照。
- (5) 通勤災害保護制度について、詳しくは、花見忠「保原喜志夫(編)『労災補償・安全衛生50講』(一九七五年、有斐閣)、有泉亭」中野徹雄(編)『雇用保険法・労災保険法 全訂社会保険関係法5』(一九七八年、日本評論社)二二八頁以下、西村健一郎「通勤途上災害」横井芳弘「蓼沼謙一(編)『労働法の争点』(一九七九年、有斐閣)二六七頁以下、棚田洋一「通勤災害をめぐる社会法理論」日本労働法学会(編)『現代労働法講座12 労働災害・安全衛生』(一九八三年、総合労働研究所)二二八頁以下、水野勝「保険事故」窪田隼人教授還暦記念論文集『労働災害補償法論』(一九八五年、法律文化社)一八七頁以下、保原喜志夫

「通勤災害」花見忠・山口浩一郎(編)『労働基準実例百選(第三版)』(一九八六年、有斐閣)一五五頁以下、保原喜志夫「通勤途上災害」横井芳弘・蓼沼謙一・角田邦重(編)『労働法の争点(新版)』(一九九〇年、有斐閣)二六四頁以下、西村健一郎・高木紘一・安枝英紳・長瀬満男・林弘子・今野順夫「労働法講義」労働者保護法(新版)』(一九九〇年、有斐閣)三一七頁以下〔西村執筆〕、安枝英紳・西村健一郎「労働基準法(労働法Ⅱ)』(一九九六年、青林書院)三五二頁以下、法務省訴訟局労災訴訟実務研究会(編)『新・労災訴訟の実務解説』(一九九八年、商事法律研究会)二四五頁以下、保原喜志夫・山口浩一郎・西村健一郎(編)『労災保険・安全衛生のすべて』(一九九八年、有斐閣)一一三頁以下〔保原執筆〕、一七八頁以下〔西村執筆〕、一八三頁以下〔西村執筆〕、小西康之「通勤災害」林豊・山川隆一(編)『新・裁判実務体系17 労働関係訴訟法』Ⅱ』(二〇〇一年、青林書院)二九一頁以下、西村健一郎「社会保障法』(二〇〇三年、有斐閣)三六三頁以下、山崎文夫「通勤途上災害」角田邦重・毛塚勝利・浅倉むつ子(編)『労働法の争点』第3版』(二〇〇四年、有斐閣)二五一頁以下、菅野和夫「労働法第七版』(二〇〇五年、弘文堂)三四四頁以下などを参照。

(6) 立法の経緯なども含めた労災保険法改正による通勤災害保護制度新設当時の解説として、保原喜志夫「通勤途上災害補償保険法(案)に関する実務上の留意点」労働判例一八一号(一九七三年)四頁以下、西村健一郎「通勤途上災害の保護とその問題点」季刊労働法九〇号(一九七三年)一三五頁以下、新村浩一郎「通勤災害保護制度の性格と概要」季刊労働法九〇号(一九七三年)一四二頁以下、菅間忠男「通勤の範囲と通勤災害の認定」季刊労働法九〇号(一九七三年)一四九頁以下。

(7) 国際動向については、林弘子「アメリカにおける通勤途上災害問題」、桑原昌宏「イギリスにおける通勤途上災害」、山口浩一郎「イタリアにおける通勤途上災害」、西村健一郎「ドイツ労災保険法と通勤災害の補償」、保原喜志夫「フランスにおける通勤途上災害の補償」、佐藤進「ILO条約・勧告(業務災害の場合における給付に関する)」と通勤途上災害「いずれもジュリスト五一八号(一九七二年)所収、水野・前掲注(5)論文一九一頁などを参照。

(8) 学説におけるかかる立場の代表例として、荒木誠之「通勤途上災害の実態と法理」季刊労働法八二号(一九七一年)四頁以下、同「交通災害・通勤途上災害をめぐる法体系と問題点」賃金と社会保障(一九七三年)一九頁以下。

(9) 通勤途上災害調査会報告書「通勤途上災害の取扱いについて」はジュリスト五一八号(一九七二年)四一―四二頁に掲載され

ている。なお、この報告書提出に至るまでの経緯とその内容の分析については、木宮高彦Ⅱ石井甲Ⅱ荒木誠之Ⅱ保原喜志夫「座談会・通勤途上災害の保護——通勤途上災害調査会報告書をめぐって——」ジュリスト五一八号（一九七二年）一六頁以下、中岡靖忠「通勤途上災害調査会報告書の経緯について」ジュリスト五一八号（一九七二年）四三頁以下、保原喜志夫「通勤途上災害の業務上・外論争」季刊労働法八六号（一九七二年）一一九頁以下。

(10) 三柴文典「自宅から単身赴任中の寮への移動中の事故と通勤途上災害」ジュリスト一二三四号（二〇〇二年）二二二頁。

(11) 根本到「通勤災害」菅野和夫Ⅱ西谷敏Ⅱ荒木尚志（編）『労働判例百選【第七版】』（二〇〇二年、有斐閣）一三七頁が提示している問題意識である。

(12) 新村・前掲注（6）論文一四五頁。

(13) ちなみに、前掲注（9）・通勤途上災害調査会報告書は、通勤災害は、「被災時の通勤方法別でみると、モーターバイクまたは自転車利用中のものが過半を占め、次いで自動車利用中となって」と指摘しており、自動車事故が通勤災害の典型的なものひとつとなっていたことが示されている。

(14) この二つの要件を明確に示して、通勤災害を論ずる文献として、青野洋士「通勤災害の範囲」民事研修四〇六号（一九九一年）三八頁以下。この点については、併せて、水野・前掲注（5）論文一九二頁以下参照。

(15) この判決の評釈として、青野・前掲注（14）評釈、菊池馨美「通勤災害の拠点としての「住居」の意義」賃金と社会保障一〇五七号（一九九一年）五九頁以下、西村健一郎「単身赴任者に関する通勤災害の認定とその課題」日本労働法学会誌七八号（一九九一年）九四頁以下、小西國友「休日帰宅した労働者が宿舎に戻る途中の交通事故の通勤途上災害性」ジュリスト一〇二二号（一九九三年）一四七頁以下がある。なお、この判決は、裁判所として初めて「住居」概念についての判断を示したものである。注目される。即ち、「住居とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところをいうものと解するのが相当であり、これに該当するか否かは、当該労働者が当該場所に継続して居住し、日常生活を行っていた実態が存在するかどうか、当該場所と就業場所との距離、所要時間、交通手段、経費等からみて社会通念上、当該場所が就業のための拠点となり得る場所であり、その実態を備えているかどうかによって判断すべきものと解される」。ただし、こ

のような判旨に対しては、基本的に通達の定義に依拠しつつも、継続した居住と日常生活の実態を要求する点において（更に）住居概念を狭めている、との批判が存している（小西・前掲注（15）評釈一四九頁）。

- (16) この点については、保原喜志夫「労災認定の課題」日本労働法学会（編）『講座21世紀の労働法 第7巻 健康・安全と家庭生活』（二〇〇〇年、有斐閣）七八頁。

- (17) 行政解釈の変化の流れについては、保原Ⅱ山口Ⅱ西村（編）・前掲注（5）書一八四—一八五頁（西村執筆）、西村健一郎「單身赴任先の寮へ向かう途中の事故と通勤災害の成否」民商法雑誌一二四卷六号（二〇〇一年）八七〇頁以下。

- (18) 三九号通達以前においても、学説はかねてから、かかる方向を示唆していたといえよう。例えば、西村・前掲注（5）「通勤途上災害」二六九頁は、「住居」につき「通勤形態の変化に伴って生ずる通勤の距離的拡大も、通勤災害保護制度が保護している社会的危険の範囲に含まれるべきである」と、小西・前掲注（15）評釈一四九頁は、週末帰宅型移動の自宅も住居に含めるべしと述べたあと、「この場合に、そこまでの距離はいうまでもなく、その所要時間も問わないといべきである」と説いている。なお、この点については、併せて、棚田・前掲注（5）論文二四四頁も参照。

- (19) 小西・前掲注（15）評釈一五〇頁は、あくまで三原労基署長（竹内組）事件・広島地裁判決の事例を念頭に置いてではあるが、「労働者が使用者から宿舍（たとえば、本件における）ときプレハブ二階建の宿舍）への入居を強いられている場合に、労働者が労働から解放された時間を利用して自宅に帰宅し妻子と生活を共にすることは、きわめて人間的なことであり『人たるに値する』ものである。したがって、労働者のこのような帰宅し生活しやすい各種の給付や措置は生存権の理念に合致するものであり、逆に、それを困難ならしめる各種の所為は非生存権的なのであることになる。」と、また、棚田・前掲注（5）論文二四四頁は、單身赴任者の週末帰宅型移動に関し、「この場合、労働者にとって家族との生活は、生存権に基づく人たるに値する生活の中核的な部分を構成しており、また労働者が労務の提供を十分にできるための明日への活力を生み出す重要な生活部分でもある」と述べているのが注目される。

- (20) 菊池・前掲注（15）評釈六二頁。

- (21) この事件の判例研究として、三柴・前掲注（10）評釈、西村・前掲注（17）評釈がある。

(22) この点については、山崎・前掲注(5) 論文二五二頁参照。なお、保原・前掲注(16) 論文七八頁は、「この点についても何らかの対応が必要である」と指摘している。

(23) 水野・前掲注(5) 論文一九五頁。

(24) 前掲注(9)・通勤途上災害調査会報告書参照。なお、この点については、併せて、保原・前掲注(6) 論文八頁、同・前掲注(9) 論文一三五頁、木宮ほか・前掲注(9) 座談会一九一三〇頁を参照。

(25) 水野・前掲注(5) 論文一九五頁。

(26) 業務終了後の就業場所でのサークルや組合活動などについて、行政解釈(昭四八・一一・二三基発六四四号)は、「社会通念上就業との関連性を失わせると認められるほど長時間となるような場合を除き、就業との関連性を認めてもさしつかえない」としており、その目安は大体二時間程度とされている(昭四九・一一・一五基収一八八一号など)。

(27) ちなみに、保原・前掲注(6) 論文一二頁は、「たとえば通常の所要時間が一時間なのにその日は三時間かかっても未だ目的地に到着しないで災害にあっているような場合には、『経路の逸脱または中断』があったのではないかと疑わせる重要な事情になるものと思われる。このように、所要時間の問題は、主として経路の逸脱または中断の有無の立証にかかわるものと考えてよいであろう」と述べている。

(28) 西村・前掲注(5) 『社会保障法』三六八頁。

(29) 棚田・前掲注(5) 論文二四七頁。

(30) 青野・前掲注(14) 評釈四二頁は、「通勤とは、一般に、労働者が1日の生活の中で、職場における労働と住居における自由な生活を直結する行為であると定義づけることができる」と述べているが、能代労基署長(日動建設)事件・秋田地裁判決はまさにこの定義のうち後者の「住居における自由な生活」を重視することで前者の「職場における労働」を相対化し問題解決をはかったものといえよう。

(31) 西村・前掲注(6) 論文一四〇頁。

(32) 荒木・前掲注(8) 季刊労働法論文一四頁。

(33) ちなみに、以上の通勤該当性をめぐる法解釈は、労働基準法上の労働時間の判断基準として荒木教授によって唱えられた相補的二要件説に類似していると考えられる（荒木尚志「労働時間の法的構造」(一九九一年、有斐閣)。荒木説は、労働時間性を示す手がかりとなる労働基準法三二条の「労働」「させ」という文言から、労基法上の労働時間といえるためには業務関連性(内部規定要件)と使用者の関与(外部規定要件)の二つの要件を必要とし、かかる二要件が相当程度満たされているならば労働時間性を認めようとするが、これはまさに能代労基署長(日動建設 事件・秋田地裁判決が行った「就業の場所」と同視し得る場所及び「就業に関し」の該当性に関する判断の方法(前者の該当性につき、業務の必要性から設けられた付帯施設であることと労働者に対する拘束・規制の存在という二つの要件に基づく判断、後者の該当性につき、業務の危険性故の十分な休養の必要性と使用者の前日に戻るようにとの教育の二つの要件に基づく判断)に酷似している。確かに、荒木説は、決して通説とはいえず、また判例の採用するところでもないのだが、あくまで通勤災害認定のための発想法という点においての限りではあるがアナロジーとして可能性ないし一定の意義を有するものと評価できよう。

(34) 山口・前掲注(3) 論文二六頁は、能代労基署長(日動建設) 事件・秋田地裁判決によって「単身赴任者の帰省は、格段に通勤と認められやすくなったといえる」と指摘している。

(35) 小西・前掲注(5) 論文二九六頁は、「前掲大河南労基署長(JR東日本白石電車区) 事件が判示している業務性に関する一般論は原則として是認することができる」と考える」との評価を示している。

(36) 西村・前掲注(17) 評釈八七三頁。

(37) なお、本稿の検討は、あくまで岐阜地裁の事実認定に依拠しているが、事実認定次第では本件事例を能代労基署長(日動建設) 事件・秋田地裁判決の事例と同種の事例と解すべき余地もあり、その場合には、新たな法理によるまでもなくストレートに能代労基署長(日動建設) 事件・秋田地裁判決の法理の適用によって解決できることになるであろうことはいえなくてもない点を含念のため指摘しておく。つまり、本件では仕事自体は専職ほど危険とはいえないが、労働者Aはうつ病に罹患して体調を崩していたのであるから、かかる病気により業務に危険性が生ずるとともに、就労に備えて勤務日前日から体調を整えておく必要があるため、信義則上安全配慮義務を負っている使用者から体調を整えて勤務に臨めるように十分に休養すべしとの黙示の指示が

あつたと考え得る余地があり（この点については、併せて、後掲注（41）参照）、また、確かに、本件社宅は「事業の付帯施設」とはいえないが、営業所と同じ建物の二階にあつて業務の必要から設けられたもので、ある意味では労働者Aは社宅にいても呼び出しや業務上の必要があればすぐに対応しなければならぬ状態に置かれている（即ち、必ずしも業務から十分に解放されている状態とはいえない）とも考えられ、しかも原告側が裁判で主張したように労働者Aの希望によらず相談もなしにBが赴任先住居を決定していた（要するに、使用者の命により労働者Aの住居選択の自由が制限されていた）ことがもしも認められるならば、就業関連性と就業の場所と同視し得る場所の二点につき、注（33）で示した二要件を充足する（二要件の発想に合致する）ことになり、従つて本件が能代労基署長（日動建設）事件型のケースと構成される可能性も皆無とはいえないことにならう。

(38) 小西・前掲注（15）評釈一五〇頁（注（19）で引用した部分）参照。ちなみに、松岡三郎「通勤途上災害保護制度法案の批判」賃金と社会保障六二三号（一九七三年）一七一―一八頁は、「出勤、退社の時刻は、私生活に復帰するまでの通勤時間を事実上支配している。その支配は、交通地獄下の通勤に費やす多大のカロリー（通勤一時間半について一日六、七時間の労働量に匹敵する場合がある）を考慮すると、質的に高度なものがある」と指摘している。

(39) この場合、中断のみならず逸脱も問題となるのではないかとの議論も存しようが、職場と赴任先住居が同方向で接近しているとか、職場に向かう途中に赴任先住居やドライブインがある場合には、それらは合理的な経路上にあるとして中断のみが問題となると解すべきであろう。ちなみに、この点に関し、あくまで三原労基署長（竹内組）事件・広島地裁判決に関してであるが、菊池・前掲注（15）評釈六二―六三頁が、「職場と宿舎が同方向でかつ近接しており（約二キロメートル）、出発時刻から推定される到着時刻がそれほど始業時刻とかけ離れていない本件のような場合にあっては、少なくとも『住居』と『就業の場所』とを結ぶ『合理的な経路』にとどまっているかぎり、なお通勤行為としての性格を認めてよいと考えられる。通勤とは、『被災労働者の行為を外形的、かつ、客観的にとらえて判断すべきものだからである。外形的に『住居』から『就業の場所』へ向かう『合理的な経路』にある以上、通勤性を否定しえないと思われる」と述べているのが注目される。ただし、中断を問題にする以上「出発時刻から推定される到着時刻がそれほど始業時刻とかけ離れていない」という点を重視する必要のないことはいうまで

もない。

(40) ちなみに、②の要件について、本件判決が、移動の反復・継続性がみられる場合だけでなく反復・継続の意思のある場合にも就業関連性を認める判断を示したことは注目される。かつて、「住居」概念に関してではあるが、小西・前掲注(15) 評釈一四九頁が、「『通勤』は労働者の意思的行為の一つであるということが出来る。…『住居』の概念を規定するにあたっては、労働者がある家屋等を『住居とする意思』も重視されて然るべきであると考えられる。かくして、労働者がある家屋に周期的・反復的に居住する意思を有していることの認められる場合に、たまたま労働者が一回目の帰宅にあたり事故に遭遇したとしても、それは通勤途上災害と認められる余地があるということになる」と述べていたが、これと同様の発想と問題意識を本件判決の説示は「就業関連性」に応用しようとしたものであり、妥当な考えといえよう。

(41) ちなみに、小川建設事件・東京地決昭五七・一一・一九労判三九七号三〇頁は、「労働者がその自由なる時間を精神的肉体的疲労回復のため適度な休養に用いることは次の労働日における誠実な労働提供のための基礎的条件をなすものであるから、使用者としても労働者の自由な時間の利用について関心を持たざるをえず」と述べて、労働者の私生活時間に対する使用者の規制・介入(兼職許可制)の可能性を認めている。

(42) 保原・前掲注(5) 花見Ⅱ山口(編)書所収論文一五八頁は、昭和六一年改正によって「法の厳格な規制が少し緩和されることにな」ったが、「この改正は、最近の労働者の生活の実態を反映させ、就業に関する行為をより広くとらえようとするもの」であると、また、保原・前掲注(16) 論文七八頁は、昭和六一年改正は「弾力的に必要な措置をとることができるよう」に、これ〔筆者注・特例的逸脱・中断事項のこと〕を省令事項とした」と述べている。

(43) 山口・前掲注(3) 論文二七頁は、単身赴任者の自宅が住居と取り扱われるようになって通勤概念が拡大されてきたことにもなつて「日常生活上必要な行為」を見直すべきことを示唆しており、また、三柴・前掲注(10) 評釈は「単身赴任事案に関する本判決〔筆者注・能代労基署長(日動建設)事件・秋田地裁判決〕の影響は、労働者の実態重視という観点からはそれにとどまらず、経路の逸脱又は中断(法7条3項)に関する議論にまで及ぶであろう」と指摘している。

(44) 棚田・前掲注(5) 論文は、逸脱・中断に関し、「日常生活上必要な行為」につき、勤労志向性のあるものとないものを区別

し、「勤労志向性のある『日常生活上必要な行為』の場合には、日用品の購入に類するまったく勤労志向性のないそれと區別することができ、後者と違つて前者の場合には、制度目的に照らして当然に例外を認める積極的意義が存在し、この場合は「最小限度のもの」という要件を嚴格に適用する必要はなく、緩和しない除外して解釈することも可能だというように考えた」と述べており注目される。仮にこのような見解によるとするならば、本件において問題となるであろうような赴任先社宅での睡眠・休養は、まさに翌日の勤務のためであるから「勤労志向性」が認められる事例といえるのではないだろうか。

(45) 法務省訴訟局労災訴訟実務研究会(編)・前掲注(5)書二五七頁。なお、同書は本文引用箇所では「逸脱」についてしか述べてはいないが、同書の前後の文章展開・文脈をみればこれが「中断」をも含む記述であることは明らかである。

(46) 木宮ほか・前掲注(9)座談会三四―三六頁において、逸脱・中断につき当時の労働省労災管理課長が、所管官庁の立場から、①例外的に経路に復した後に通勤と取り扱われる特例の逸脱・中断とはどの程度のことを指すのかにつき「日本のな条件の中でそれがいったいどこまでこれを許容するかという問題になると思います」、②「客観的に社会通念上許容されるパターンみたいなものをさがし出すしかないという感じがいたします」、③「問題は、通勤途上というものに随伴する一つの行為としていけばコンセンサスを待てる事例といえますかパターンというのはいったいどの程度のものだろうかという点だろうと思つのです」、④「結局平均的な労働者のパターンじゃないか、その場合に随伴する行為としてこれくらいは許容できるだろう、こういう平均的な労働者のパターンを描き出すしかないのじゃないかという気がしますね」、⑤通勤途上災害調査会の考えは「あくまでも通勤という全体的な目的の中に入り込んだ状態を保護しようということと述べている(石井甲二発言)が、①は特例の逸脱・中断自体が明確な概念ではないことを、②・③・④はそれを労働者の平均的なパターンからみて社会通念に即して確定するしかない(従つて、状況(パターン)に応じて変化し得るものである)ことを、⑤は全体として通勤目的を有しており通勤と評価できるならば逸脱・中断があつても特例にあたと解すべきであることを意味しよう。これを本件にあてはめて考えるならば、次のようになろう。即ち、近年においては単身赴任の著しい増加と(赴任先―自宅)間の移動の遠距離化・長時間化により非直帰直行型の週末帰宅型の移動が増加し一般的にみられるようになってきていることを踏まえれば、労働者が勤務日前日に自宅から赴任先住居に移動することは一定パターン化しているとともに、勤務日前日の移動は社会通念上やむを得ないと許容されており、

また本件判決によれば「自宅―赴任先住居―就業の場所」の一連の移動が「通勤」とされるのであるから勤務日前日の赴任先住居への移動後の休養・睡眠等は「全体的な目的の中に入り込んだ状態」といえ、まさに経路に復した後に通勤と取り扱われる中絶と評価されるべきこととなろう。

(47) 正式名称は、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」であり、労災保険法以外に労働安全衛生法や時短促進法の改正がまとめてひとつの法案として提出されている。

(48) なお、本稿は、本件の担当弁護士の依頼により、本件の控訴審（労基署長側が控訴）である名古屋高等裁判所に意見書として提出したものに若干の加筆・修正を加えたものである。

（二〇〇五年八月二五日脱稿）

〔追記〕 ① 本文等で触れた通勤災害をめぐる改正を行う「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」は平成一七年一〇月二六日に第一六三回特別国会において成立した。

② 本稿脱稿後に本件判決が判例集に掲載されたため、判例集の記載等の必要な補正を校正段階で加えた。

③ 本稿の脱稿・提出後に本件の判例研究である水野勝「通勤災害の認定要件と単身赴任者の途上災害」労働法律旬報一六〇五号（二〇〇五年）四六頁以下、及び本件判決に言及する山崎文夫「通勤災害保護制度と労働者保護の課題」、小西國友「通勤災害に関する諸問題」（いずれも、水野勝先生古稀記念論集「労働保護法の再生」二〇〇五年、信山社）所収）に触れたが、時期的な関係で残念ながら本稿においては参照できなかつたことをお断りしておく。

④ 注（48）で触れたように、本件は労基署長側が名古屋高等裁判所に控訴を行ったが、平成一七年九月二八日に結審し、平成一八年二月八日に判決が言い渡される予定となっている。